

「ShiriBeshi 留学」実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、北海道後志総合振興局（以下「振興局」という。）が主催する「ShiriBeshi 留学」の実施に関する基本的な事項について定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1） 学生等 高等教育機関に所属する学生、高校生、社会人
- （2） 参加者 「ShiriBeshi 留学」によるインターンシップを行う学生等
- （3） 受入先企業 参加者を受け入れる企業等
- （4） 公式プログラム この要綱に基づいて実施するインターンシップ及び振興局の実施する研修をいう。
- （5） 研修 この要綱に基づいて実施するインターンシップの開始前に実施する事前研修、インターンシップを開始して概ね2週間後に実施する地域交流、インターンシップの終了時に実施する事後研修をいう。

（事業目的）

第3条 「ShiriBeshi 留学」は、学生等を対象に「後志でのインターンシップを通じてリゾートと地域の共存を考える後志版 SDGs を学ぶプログラム」を実施することにより、インバウンド先進地・多文化共生先進地である後志を PR し、I ターン・U ターンの促進を図るため実施する。

（実施期間）

第4条 「ShiriBeshi 留学」は、原則年2回、夏季（以下「サマープログラム」という。）及び冬季（以下「ウインタープログラム」という。）に実施する。なお、振興局が決定する公式プログラム実施期間を超過する期間については、必要に応じて参加者と受入先企業が協議することとする。

- 2 サマープログラムは、7月から9月までの3月間を、ウインタープログラムは、12月から翌年3月までの4月間のうち概ね1月間を公式プログラムのインターンシップ期間とする。

（学生等の参加申込手続）

第5条 全ての公式プログラムに参加することが可能である者で、「ShiriBeshi 留学」への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、別に定める参加申込書等（日本語版及び英語版）を振興局が定める募集期間内に振興局あてに提出する。

（受入先企業の受入申込手続）

第6条 受入先企業となることを希望する事業者（以下「受入希望企業」という。）は、別に定める申込書等を振興局が定める募集期間内に振興局あてに提出する。

（受入先企業決定手続）

第7条 振興局は、受入希望企業が次に掲げる要件を全て満たす場合に、受入先企業として決定し、通知する。

- （1） 後志管内でインターンシップが可能な本店、支店又は営業所等が存在すること。
- （2） 労働基準法及びその他の法令を遵守していること。
- （3） 短期的な人手不足解消のための労働力としての扱いではなく、人材育成の観点からインターンシップとしての受入れが可能であること。
- （4） 多様性・国際性豊かなインバウンド観光地だからこそ学べる環境があること。

- (5) 宿泊場所の確保等生活面のサポートが可能であること。
- (6) 振興局で実施する研修や地域交流等、全ての公式プログラムに参加者を出席させることが可能であること。
- (7) 北海道スタイルを実施していること。

(参加者の決定手続)

第8条 振興局は、参加希望者から提出された参加申込書を、受入先企業へ送付する。

2 受入先企業は、参加希望者へ書類審査又は面談を実施の上、採用予定者を決定し、振興局へ通知する。

3 振興局は、参加の可否について参加希望者に通知する。

(受入の中止)

第9条 振興局は、受入先企業が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、参加者の受入れを中止させることができる。

(1) 受入先企業が第7条の要件に合致しないなど受入環境等に問題がある場合。

(2) 参加者がインターンシップを継続することにより心身に支障を生じ、又は支障を生じることが認められる場合。

(3) 上記のほか、振興局が受入れの継続が困難と判断した場合。

2 前項に該当する場合、振興局は受入先企業に対し、「ShiriBeshi 留学」としての受入れを中止させる旨通知するものとし、当該通知を受けた受入先企業は、振興局の指示に従わなければならない。

(事業の中止)

第10条 振興局は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、「ShiriBeshi 留学」の実施を中止することができる。この場合、振興局はその旨を参加者及び受入先企業に通知する。

(1) 新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合。

(2) 事業の実施により業務に支障を生じ、若しくは支障を生じることが認められる場合。

(3) 上記のほか、振興局が事業の実施が困難と判断した場合。

(報酬)

第11条 参加者の報酬の支給の有無は、受入先企業において決定する。

(参加費用)

第12条 振興局は、参加者及び受入先企業から、「ShiriBeshi 留学」への参加費を徴しない。

ただし、「ShiriBeshi 留学」への参加に伴って生じる経費は、全て参加者の負担とする。

(インターンシップ中の事故等の補償)

第13条 受入先企業は、インターンシップ中の参加者の傷病、事故等に対して責任を負うものとする。ただし、参加者の故意又は重過失に起因する場合を除く。

(災害の補償)

第14条 参加者は、「ShiriBeshi 留学」のインターンシップ中以外の災害等に備え、自己の責任により傷害賠償保険に加入しなければならない。

(契約の締結)

第15条 受入先企業は、参加者の受入れに当たって、任意の様式により、参加者とインターンシップに係る契約等を締結するものとし、契約等の締結後速やかに振興局へ契約書の写しを提出しなければならない。

(研修の証明)

第 16 条 受入先企業は、参加者の所属する大学等から求められた場合は、参加者のインターンシップの内容等について証明しなければならない。

(雑則)

第 17 条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し問題が生じた場合は、その都度、振興局、参加者及び受入先企業が協議する。

附則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）9 月 1 4 日から実施する。